

総務委員会会議記録（第2号）

令和7年 9月29日

福島県議会

1 日時

令和7年 9月29日 (月曜)

午前 10時58分 開議

午後 1時 散会

2 場所

総務委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」(第1号に添付)のとおり

4 出席委員

委員長	高宮光敏	副委員長	渡辺康平
委員	渡辺義信	委員	宮川えみ子
委員	古市三久	委員	水野さちこ
委員	三村博隆	委員	江花圭司
委員	猪俣明伸		

5 議事の経過概要

(午前 10時58分 開議)

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総務委員会を開く。

これより人事委員会事務局の審査に入る。

今回、人事委員会事務局については付託議案はないが、この際、事務局長より発言を求められているので、これを許す。

人事委員会事務局長

(別紙「9月県議会定例会総務委員会人事委員会事務局長説明要旨」説明)

高宮光敏委員長

これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

江花圭司委員

新聞報道によると、東京や他地域で県職員採用試験を受験できるよう県外に受験会場を設けているとのことであり、よい取組であると思うが、今年度の大学卒程度合格者147名のうち職員として採用される見込みは何名程度か。あわせて、県外会場での受験者について県内、県外出身者の割合が分かれば聞く。

採用給与課長

例年、合格者のうち併願先の民間企業や国家公務員に就職する割合は10%程度である。今年度から内定辞退を防ぐ取組として、任命権者において最終合格者向けに若手職員との懇談会を実施していると聞いている。引き続き任命権者と協力して職員の確保に取り組んでいく。

次に、受験者の県内、県外出身者の内訳については、受験時に出身地に関する情報は収集していないため、把握していない。

三村博隆委員

技術系職種の合格者数が募集人員に達していないことだが、最終合格者147名に技術系職種は含まれているのか。

次に、合格者数が採用予定人員に達していない職種と追加募集人数を聞く。あわせて、追加募集に当たりＳＮＳ広告やオンライン説明会を実施することだが、これらの周知方法等について説明願う。

採用給与課長

まず1点目、最終合格者147名には行政事務のほか技術職も含まれる。

2点目、追加募集については、農業土木職、林業職、土木職、化学職、薬学職、機械職の6職種で実施する。採用予定人員は、農業土木職12名、林業職18名、土木職12名、化学職7名、薬学職5名、機械職4名の合計58名である。

3点目、周知方法について、9月20日にオンライン説明会を実施した際、マスコミに情報提供を行ったほか、転職者向け説明会や企業合同就職説明会に職員が参加し技術職の募集や説明会の開催についてPRした。

古市三久委員

関連して質問する。技術職は毎年不足しているが、これは本県だけの問題なのか、

全国的な問題なのか。

採用給与課長

まず、国家公務員についても土木職や建築職が不足していると認識している。

他県の状況については、北海道東北地区の採用担当者で意見交換をする場でも技術職の確保に大変苦慮していると聞いている。

古市三久委員

つまり、国、都道府県が職員の取り合いをしているということである。何年も同じ状況が続いているため、今のPR方法だけでは限界があり考え方を根本的に変えなければならない。国や他県との競争に勝つためにも募集方法や試験制度を見直す必要があると思うが、県の考えを聞く。

採用給与課長

技術職の確保については、試験制度の見直しと募集広報活動の強化の2点がある。

まず、試験制度については、令和7年度は春先に試験を行う先行実施枠に新たに農業土木職等を追加するなど、毎年度見直しを行ってきた。先行実施枠に一定程度の応募があったことからある程度の効果があったと認識している。

次に、広報活動、募集活動については、これまで大学3、4年生をターゲットに行ってきた活動に加え、比較的若い転職希望者に対する説明会の開催やSNS広告などによる周知の強化に取り組んでいく。

古市三久委員

応募倍率の低下については、公務員に対する魅力が相対的に低下していることが原因であると思う。特に技術職については民間と比較して魅力がないと思われていることから、人事委員会でも働き方改革の所管部署と連携し、魅力ある職場づくりに取り組む必要があると思う。

次に、職員の採用に女性枠はあるのか。

採用給与課長

まず、女性の採用について、女性枠は設けておらず性別にかかわらず試験結果によって採用している。

次に、人員確保について、例えば、説明会に土木職などの専門職職員に同行してもらい、各職種のやりがいや本県の魅力等を直接説明する場を設けるなど、任命権者と協力して募集活動を行っているほか、土木部では独自にホームページを立ち上

げ、土木職の魅力などについて情報発信を行っている。引き続き任命権者と協力しながら人員確保の取組を進めていく。

古市三久委員

技術職への応募者のうち、女性の割合はどの程度か。

採用給与課長

技術職のみに限定した資料が手元にないが、昨年度の行政職も含めた全体での女性の割合は約38%である。

古市三久委員

技術職への女性の応募を増やしていく必要があると思う。そのためにも女性枠を設けたり、結婚、子育てを意識した働き方の問題を抜本的に見直していくような条件を付して募集をしたりすることも一つの手段ではないか。職員が働きやすい職場環境づくりにしっかりと取り組んでいかなければ、国や他県との競争に勝てないと思う。

昨日の委員会において、総務部から福島県職員人材育成・確保基本方針を策定するとの答弁があった。関係部署と連携を図りながら人材確保に努めるべきと思うが、局長の答弁を求める。

人事委員会事務局長

人材、受験者の確保については、冒頭述べたとおり現在大変厳しい状況にあると認識している。

古市委員の指摘も踏まえ、受験者を確保していくためには、試験の対象となる世代における価値観の変化をしっかりと捉えて、県職員の仕事の魅力などをアピールすることが大事であると思う。特に働き方改革など任命権者の取組にも関わる内容については、必要に応じて任命権者としっかりと連携して改善を図ることなどにより、受験者の確保につながるよう取り組んでいく。

古市三久委員

よろしく願う。

次に、高卒程度の技術職の募集人員が非常に少ない点について、農業高校や工業高校など技術職に向いている学科があるため、高卒程度の技術職枠を増やすことについて検討してほしいが、県の考えを聞く。

採用給与課長

高卒程度の募集について、現在、技術職の採用試験を実施しているのは土木職と農業土木職である。募集人員や募集職種を増やすことについては、任命権者の意向を踏まえてしっかりと連携の上検討していく。

宮川えみ子委員

先ほど、令和6年度の職員採用試験受験者のうち女性は38%との答弁であったが、採用された女性の割合について聞く。

採用給与課長

先ほど説明した38%は、最終合格者の割合である。

宮川えみ子委員

女性の受験者の割合について聞く。

採用給与課長

昨年度の一次受験者の女性の割合は、35%である。

宮川えみ子委員

確認するが、昨年度の女性の受験割合は35%、採用割合は38%でよいか。

採用給与課長

資料を見誤っていたため訂正する。最終合格者の女性の割合は36%程度である。

宮川えみ子委員

県の総合計画では女性管理職の割合を50%にするとの目標があるが、採用段階から既に男女の数に差があることから、管理職に向けた女性の人材育成がなかなか進まないと思う。週休3日制の導入や多忙な現場での合理化など、女性が働きやすい環境は男性にとっても働きやすい場となるため、様々な働き方改革に取り組みながら、女性管理職の割合50%を目指していくことが大事であると思う。

採用時点での男女比の偏りについては問題があると思うため、採用時点から女性の比率を上げることについて県の考えを聞く。

採用給与課長

試験の実施に当たっては、性別にかかわらず県にとって有為な人材であるかどうかとの視点で合否を判定している。公平公正な試験を行った結果、女性の割合が36%程度である。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、人事委員会事務局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午前 11時26分 休憩)

(午前 11時27分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

これより出納局の審査に入る。

直ちに議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第10号を議題とする。

直ちに、会計管理者の説明を求める。

会計管理者兼出納局長

(別紙「9月県議会定例会総務委員会会計管理者兼出納局長説明要旨」説明)

高宮光敏委員長

続いて、出納総務課長の説明を求める。

出納総務課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

猪俣明伸委員

収入証紙のキャッシュレス化について、具体的にどのような運用になるのか。県民が利用する立場で、特にインターネットを利用した場合と現場で直接支払う場合のそれについて具体的に説明願う。

出納総務課長

収入証紙の場合は、納入者があらかじめ収入証紙売りさばき所で収入証紙を購入してから窓口に出向き申請を行っていたが、キャッシュレス端末の導入により、申請等の窓口で手数料等をキャッシュレス決済で納付できるようになる。また、出前講座などの出張先など電話の電波が通じる場所に決済端末を持参することで、同様にキャッシュレス決済を行うことができる。決済後にはレシートとその控えが出力されるため、利用者にはレシートを渡し、県はレシート控えを申請書等に添付して保管することとなる。

猪俣明伸委員

利用者が事前にネット決済した内容を印刷したものを収入証紙に代えて提出する運用ではないのか。

出納総務課長

事前にネット決済する方法は、電子納付や電子申請というシステムであり、今年度は教育庁がウェブ出願による県立高校の入学検定料で運用している。今回出納局が導入するシステムは、一般の小売店でのキャッシュレス決済の方法と同様のシステムである。

江花圭司委員

工事検査について、局長説明では中間検査に立ち会うとの説明であったが、完了検査には立ち会わないのか。

工事検査課長

中間検査、完了検査全てに検査員が立ち会っている。

江花圭司委員

工事検査の体制について聞く。

工事検査課長

工事検査課に検査員11名が常駐しているほか、県北地方振興局を除く各地方振興局出納室に合計8名の検査員が常駐しており、検査の箇所や規模に応じて検査員を調整し対応している。

江花圭司委員

春と秋に行う各種団体要望聴取会において、基礎自治体から県との調整が進まず予算を獲得できないなど様々な話を聞く。例えば、市町村と県それが管理する排水路を結ぶ公共工事では接続部分に高低差が生じ排水が滞ることが10数年後に発

覚したり、まちづくり事業で建設した井戸水を利用した親水施設では井戸につながっていないため水が流れないとなどの問題がある。このような事例はあり得ないことがあるが、実際に起きているため質問した。県の管理体制について聞く。

高宮光敏委員長

ただいまの江花委員の質問は議案に対する質問ではないため、執行部は一般的事項に対する質問の際に答弁願う。

古市三久委員

指定納付受託者制度について説明願う。

出納総務課長

自治体が徴収する手数料についてあらかじめ自治体が指定した者が納付窓口となって納付者から金銭を受け取り、代わりに自治体に納付できる制度であり、令和3年度に創設され運用されている。現金や収入証紙により納付する場合は納付者が直接納付することとなるが、今回導入するキャッシュレス決済では、クレジット会社や電子マネー会社が納付者に代わって県に納付することとなる。

古市三久委員

キャッシュレス決済の仕組みを説明願う。

出納総務課長

小売店等でレジに設置されているキャッシュレス決済端末を利用する際と同様の決済方法であり、県の窓口に設置するキャッシュレス決済端末でクレジットカードやスマートフォンの決済アプリを用いて支払う仕組みである。

古市三久委員

キャッシュレス決済端末は何台導入するのか。

出納総務課長

今回は、県内10機関の11窓口で先行して導入する。各機関に1～5台を設置予定であり、全体で18台である。

古市三久委員

先行導入に要する予算は幾らか。また、最終的には全県的に設置するのか。

出納総務課長

先行導入に要する予算は590万1,000円である。

最終的な導入台数は未定であるが、県民の利便性向上を最優先に考え、財政当局

と調整の上必要な台数を確保していく。

古市三久委員

キャッシュレス決済について、利用者が分かりやすく理解できる資料はあるのか。

出納総務課長

資料として提出することは可能である。

高宮光敏委員長

お諮りする。

ただいまの古市委員から要求のあった資料について本委員会に提出を求める
ことに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認める。

いつまでに提出できるか。

出納総務課長

本日提出する。

高宮光敏委員長

本日中に提出願う。

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問
に入る。

まず、先ほどの江花委員の質問に対する答弁を願う。

工事検査課長

まず、工事検査課の検査対象について説明する。農林水産部及び土木部の所管に
属する請負工事並びに土木部が各部局長からの受託により実施する工事が対象であ
る。

次に、検査業務については、県が締結した契約に基づき当該工事の目的物が設計
図書の内容と合致しているかを確認するものであるため、検査の段階では、事前の
調整内容について立ち入ることは困難である。先ほどの事例のような問題は、設計

時点で発注者が市町村としっかりと調整すべきものと考えている。

江花圭司委員

発注者もしっかりと調整を行うよう要望する。

高宮光敏委員長

質問のある方は発言願う。

古市三久委員

会計管理者の説明にあった物品調達について、オープンカウンター方式による電子見積合わせの対象を拡大することであるが、対象者は県内の業者に限定しているのか。

入札用度課長

印刷物に加え、今月から物品全般の調達案件についてもオープンカウンター方式を広げて運用している。

印刷物は、県内に本店があり印刷設備を自社工場に備えている業者が対象である。印刷物以外の物品については、原則、県内に本店のある業者を対象としているが、取扱いがない場合は県内に支店や営業所を有する業者、県外本店の順に拡大する場合がある。

古市三久委員

県内業者の育成のためにも県内の業者を優先して進めてほしい。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的な事項に対する質問を終結する。

これをもって、出納局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午前 11時53分 休憩)

(午前 11時54分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

これより監査委員事務局の審査に入る。

今回、監査委員事務局については付託議案はないが、この際、事務局長より発言を求められているので、これを許す。

監査委員事務局長

(別紙「9月県議会定例会総務委員会監査委員事務局長説明要旨」説明)

高宮光敏委員長

これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、監査委員事務局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

再開は、午後1時とする。

(午前 11時57分 休憩)

(午後 0時59分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

これより議会事務局の審査に入る。

直ちに、一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、議会事務局の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

10月1日は、総括審査終了後に委員会を開く。

審査日程は、議案及び請願の採決についてである。

これをもって散会する。

(午後 1時 散会)